

松江市告示第 163 号

松江市再生可能エネルギー機器等導入促進事業補助金交付要綱（平成 27 年松江市告示第 28 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(対象設備)</p> <p>第 3 条 本補助金の交付の対象となる設備等(以下「対象設備」という。)は、次に掲げるもので、市内に存する建物等に<u>適切に</u>設置し、かつ、別表の<u>左欄に掲げる対象設備の区分に応じ同表の中欄</u>に掲げる要件を満たす<u>もの</u>とする。</p> <p>(1) _____太陽光発電システム</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第 4 条 本補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。は、市税の滞納がなく_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p>	<p>(対象設備)</p> <p>第 3 条 本補助金の交付の対象となる設備等(以下「対象設備」という。)は、次に掲げるもので、市内に存する建物等に_____設置し、かつ、別表_____に掲げる要件を満たす<u>設備</u>とする。</p> <p>(1) <u>住宅用</u>太陽光発電システム</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第 4 条 本補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。は、市税の滞納がなく、<u>市内に本支店、営業所等を有する事業者と対象設備の設置工事契約又は新たに対象設備(前条第 1 号及び第 6 号に掲げるものに限る。)</u>が設置された建物(以下「<u>対象設備付き住宅</u>」という。)の<u>売買契約を締結した者のうち</u>、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p>

(1) 市内に住所を有する個人であって、自ら所有しその居住の用に供する建物(所有者が単身赴任等の事由により一時的に市外に居住する場合において、当該所有者と生計を一にする家族が居住する家屋_____を含む。以下この項において「居住用家屋」という。)に_____対象設備を新たに設置し、_____又は対象設備が設置された建物(以下「対象設備付き住宅」という。)を居住用家屋として購入する者

(2) 市内に事業所を置く法人その他の団体及び個人(以下「事業主」という。)であって、自ら所有しその事業の用に供する店舗、事務所、倉庫、工場その他の建物又は土地に対象設備を新たに設置するもの

(3) 本補助金の交付申請の時に市外に住所を有する個人又は市外に事業所を置く事業主であって、本補助金に係る実績報告の時に前2号に該当することとなるもの

(4) リース又はこれに類する契約形態(以下「リース等」という。)により補助対象設備の貸付を行う法人その他の団体及び個人(前条第5号及び第6号に掲げるものに限る。以下「リース事業者」という。)

2 店舗、事務所等を併用する居住用家屋は、居住用家屋として前項第1号の規定を適用する。

(1) 市内に住所を有し_____、自らが所有し自己の居住の用に供する建物(_____単身赴任等の事由により一時的に市外に居住する場合において、_____所有者と生計を一にする家族が居住する家屋及び店舗、事務所等を併用する家屋を含む。_____)において利用するために対象設備を新たに設置する者又は_____対象設備付き住宅_____を_____購入する者。

(2) 市内に事業所を置く法人その他の団体及び個人(以下「法人等」という。)が_____自ら所有し、自己の事業の用に供する店舗、事務所、倉庫、工場等_____に対象設備を新たに設置する法人等

(3) 申請時_____に市外に住所を有する者_____又は市外に事業所を置く法人等であって、実績報告時_____に前2号に該当することとなるもの

(補助金の率及び額等)

第6条 本補助金は、別表の左欄に掲げる対象設備の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める率及び額を

_____、予算の範囲内で交付する。ただし、同欄に定める額を限度額とする。

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金に係る規則第4条の交付申請は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める時期に

_____行わなければならない。

(1) 対象設備を補助対象者自らが設置工事(以下「自己設置」という。)する場合
工事着手前

(2) 次のいずれかに該当する場合 当該設置工事等の契約締結後

ア 設置工事を契約により第三者に行わせる場合

イ 対象設備付き住宅を購入する場合

ウ 対象設備を貸し付ける場合

2 規則第4条第1項の申請書に添付すべき書類は、同条第1項及び第2項の規定により、次に掲げるものとする。ただし、当該申請を行うものがリース事業者である場合は、第1号及び第9号に掲げる書類(第1号に掲げる書類にあつては、収支予算書に限る。)を省略することができる。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる場合にあつては、

(補助金の算定)

第6条 本補助金は、別表の左欄に掲げる対象設備の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める方法により算出した額(1,000円未満の端数切捨て)とし、予算の範囲内で交付する。ただし、同欄に掲げる額を限度額とする。

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付を受けようとする補助対象者は、規則第4条の規定による交付申請を、対象設備設置の契約締結後(対象設備付き住宅を購入する場合は、売買契約締結後)に、行わなければならない。

2 規則第4条_____の申請書に添付すべき書類は_____、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) _____

対象設備の設置又は対象設備付き住宅

契約書その他の当該契約
締結を証する書類の写し及び費用の内
訳が分かる書類(リース等にあつては、
リース料等から補助金相当額が減額さ
れていることを証明する書類)

- (3) 対象設備の形状、規格等を説明する資料(____太陽光発電システムについては、日本産業規格、IEC 等の国際規格に適合していることが確認できるものを、ペレットストーブ及び薪ストーブについては、最大熱出力が確認できるものを、太陽熱利用設備については、集熱面積が確認できるものを、家庭用燃料電池システム(エネファーム)については、発電出力の値及び燃料の種類が確認できるものを、蓄電池設備については、蓄電容量が確認できるものを含む。)
- (4) 対象設備の設置前の____写真
- (5) 略
- (6) 市税を滞納していない証明書
- (7) 住民票(リース等にあつては、リース事業者の登記簿、定款又はこれに類する規約等及び設備使用者の住民票)
- (8) 建築確認済証の写し又は建築工事届の写し(新築住宅及び事務所等に設置する場合に限る。)
- (9) ____登記事項証明書の写し(既築住宅及び事務所等に設置する場合に限る。)
- (10) 既設の再生可能エネルギー機器に接続するために新設する蓄電池設備について補助金の交付申請を行う場合に
あつては、当該既設の再生可能エネルギー

の購入に係る契約書等
____の写し及び費用の内
訳が分かる書類

- (3) 対象設備の形状、規格等を説明する資料(住宅用太陽光発電システムについては、日本産業規格、IEC 等の国際規格に適合していることが確認できるものを、ペレットストーブ及び薪ストーブについては、最大熱出力が確認できるものを、太陽熱利用設備については、集熱面積が確認できるものを、家庭用燃料電池システム(エネファーム)については、発電出力の値及び燃料の種類が確認できるものを、蓄電池設備については、蓄電容量が確認できるものを含む。)
- (4) 対象設備の設置場所の現況写真
- (5) 略
- (6) 市税を滞納していない証明書
- (7) 住民票
- (8) 建築確認済証の写し又は建築工事届の写し(新築住宅____に設置する場合に限る。)
- (9) 建物登記事項証明書の写し(既築住宅____に設置する場合に限る。)

一機器の出力合計値を確認できるもの

(11) 略

- 3 補助金の交付申請を行うものは、市税照会・住所地照会に関する同意書を提出することで、前項第6号及び第7号の添付書類の提出に代えることができる。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告は、対象設備の設置を完了した日から起算して 60日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 規則第12条の実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるものとする。ただし、当該申請を行うものがリース事業者である場合は、第1号及び第2号に掲げる書類を省略することができる。

(1) 略

(2) 対象設備の設置費又は購入費、若しくは対象設備付き住宅の購入費に係る領収書の写し

(3) 領収金額の内訳がわかる書類(リース等にあつては、リース料等から補助金相当額が減額されていることを証明す

(10) 略

(交付決定)

第8条 市長は、本補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、本補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに本補助金の交付の決定をするものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、対象設備の設置を完了した日から起算して 30日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 規則第12条の実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 対象設備の設置費又は_____対象設備付き住宅の購入費に係る領収書の写し

(3) 領収金額の内訳がわかる書類

る書類)

(4) 対象設備の設置状態を示す写真及び対象設備が設置された住宅又は事務所等の全体の写真

(5) 対象設備のうち_____太陽光発電システムにあっては、電力会社との電力供給契約書の写し

(6)・(7) 略

3 前条第 3 項の規定は、前項第 6 号に掲げる添付書類について準用する。

(まつエコくらぶの入会)

第 9 条 太陽光発電システム又は家庭用燃料電池システム(エネファーム)を設置することにより本補助金の交付を受けた者は、まつエコくらぶ(国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度(J-クレジット制度)実施要綱(平成 25 年 4 月 17 日制定。経済産業省、環境省、農林水産省)に基づき、二酸化炭素排出削減事業を行う任意団体をいう。)に入会しなければならない。

(設置後の報告)

第 10 条 太陽熱利用設備を設置することにより本補助金の交付を受けた者は、当該設備設置後 2 年間、当該設備による燃料使用量等のデータを、定期報告書により毎年 1 回市長に報告しなければならない。

(処分の制限等)

第 12 条 略

2 前項の規定により市長の承認を受けて対象設備を処分した者については、前 3 条の規定は適用しない。

(4) 対象設備の設置状態を示す写真及び対象設備が設置された住宅_____全体の写真

(5) 対象設備のうち住宅用太陽光発電システムにあっては、電力会社との電力供給契約書の写し

(6)・(7) 略

(設置後の報告)

第 10 条 太陽熱利用設備を設置することにより本補助金の交付を受けた者は、当該設備設置後 2 年間、当該設備によるガス使用量等のデータを、定期報告書により毎年 1 回市長に報告しなければならない。

(処分の制限等)

第 12 条 略

	<p>システムを構成するパワーコンディショナの定格出力の合計値)</p> <p>3. 事業所用にあっては、<u>低圧配電線又は高圧配電線で連系される太陽光発電システムであること。</u></p> <p>4. 事業所用にあっては、<u>電力会社と電力受給契約が結ばれていること。</u></p> <p>5. 略</p> <p>6. 略</p>				
第3条第2号関係 ペレットストーブ	1・2. 略	ペレットストーブの設置に要する経費の5分の1の額(1,000円未満の端数切捨て)_____。ただし、 6万円 _____を限度とする。	第3条第2号関係 ペレットストーブ	1・2. 略	ペレットストーブの設置に要する経費の5分の1の額(1,000円未満の端数切捨て)の 2倍の額 。ただし、 11万6,000円 を限度とする。
第3条第3号関係 薪ストーブ	1～3. 略	薪ストーブの設置に要する経費の 5分の1 の額(1,000円未満の端数切捨て)_____。ただし、 10万円 を限度とする。	第3条第3号関係 薪ストーブ	1～3. 略	薪ストーブの設置に要する経費の 10分の1 の額(1,000円未満の端数切捨て)の 2倍の額 。ただし、 15万円 を限度とする。
第3条第4号関係 太陽熱利用設備	1～3. 略	太陽熱利用設備の設置に要する経費の2分の1の額(1,000円未満の端数切捨て)。ただし、30万円を限度とする。	第3条第4号関係 太陽熱利用設備	1～3. 略 4. <u>島根県再生可能エネルギー設備等導入支援事業補助金交付要綱以外の制度による、県の助成を受ける者を除く。</u>	太陽熱利用設備の設置に要する経費の2分の1の額(1,000円未満の端数切捨て)。ただし、30万円を限度とする。
第3条第5号関係 家庭用燃料電池	1. <u>一般社団法人燃料電池普及促進協会が事前に指定する機器</u> _____であること。 2. 略	家庭用燃料電池システムの設置に要する経費の10分の1の額(1,000円未満の端数切捨て)。ただし、14万円を限	第3条第5号関係 家庭用燃料電池	1. <u>国が実施する「家庭用燃料電池システム導入支援事業補助金」の補助対象設備</u> であること。 2. 略	家庭用燃料電池システムの設置に要する経費の10分の1の額(1,000円未満の端数切捨て)。ただし、14万円を限

池システム (エネファーム)		度とする。	池システム (エネファーム)		度とする。
第3条第6号関係 蓄電池設備	1. <u>再生可能エネルギー機器に接続し、蓄電する設備である</u> こと。 2・3. 略	蓄電池設備の設置に要する経費(1,000円未満の端数切捨て)。ただし、10万円を限度とする。	第3条第6号関係 蓄電池設備	1. <u>第3条第1号の住宅用太陽光発電システムと同時に設置する</u> こと。 2. 略	蓄電池設備の設置に要する経費(1,000円未満の端数切捨て)。ただし、10万円を限度とする。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。